

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会員及び会費規程

設	置	昭和 30 年 5 月 10 日
一 部	改 正	昭和 37 年 4 月 1 日
	〃	昭和 40 年 2 月 1 日
	〃	昭和 44 年 2 月 20 日
	〃	昭和 51 年 1 月 21 日
	〃	昭和 53 年 8 月 9 日
	〃	昭和 56 年 1 月 26 日
	〃	平成 2 年 5 月 29 日
	〃	平成 4 年 3 月 24 日
	〃	平成 6 年 5 月 30 日
全 部	改 正	平成 9 年 2 月 7 日
一 部	改 正	平成 17 年 3 月 18 日
	〃	平成 18 年 3 月 23 日
	〃	平成 18 年 12 月 21 日
	〃	平成 24 年 3 月 19 日
	〃	平成 26 年 9 月 29 日
	〃	平成 29 年 3 月 15 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第 32 条第 3 項の規定に基づき、会員及び会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員の資格)

第 2 条 会員は、正会員、賛助会員及び特別会員とし、所定の会費を納入したものをいう。

2 正会員は、次に掲げる資格を有するものとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉施設
- (3) 社会福祉関係団体

3 賛助会員は、県社協の目的に賛同した個人、団体等とする。

4 特別会員は、福祉安心電話サービス事業の加入者とする。

(会員の権利)

第 3 条 会員（第 5 号にあっては、特別会員を除く。）は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 各種広報紙などを通じて、福祉に関する情報を得ること。
- (2) 県社協が取り組むべき施策を提案し、及び委員会等の諸活動に参加する機会を得ること。
- (3) 県社協が主催する研修等に参加する機会を得ること。
- (4) 活動支援を得ること。
- (5) 理事及び評議員に選出されること。

(会員の義務)

第 4 条 会員は、第 7 条に規定する会費を納期までに納め、県社協が掲げる地域福祉の理念の実現に向けて共に活動する義務を有する。

02 会員及び会費規程

(入会手続)

第5条 入会しようとするときは、別紙の入会申込書を提出するものとする。

(退会及び除名手続)

第6条 退会しようとするときは、書面で県社協に申し出るものとする。

2 次の各号に該当したときは、退会したものととして取扱う。

(1) 会員である第2条第2項第2号及び第3号に掲げるものが、解散又は廃止したとき。

(2) 会員である第2条第3項に掲げる個人が死亡したとき、及び団体等が解散又は廃止したとき。

(3) 第2条第4項に掲げるものが、福祉安心電話サービス事業の加入者の資格を喪失したとき。

3 会員が県社協の名誉又は信用を傷つけたときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

(会 費)

第7条 会費は、別表の基準により算出した額とする。

(納 期)

第8条 特別会員を除く会員の会費の納期は、4月1日に会員である者にあつては毎年6月末日とし、新たに会員となるものにあつては本会からの請求後1ヶ月経過した日とする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会員及び会費に関し必要な事項は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長が別に定める。

附 則 (平成9年2月7日全部改正)

1 この規程は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に会員となっているものは、この規程に基づき入会した会員とみなす。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年12月21日から施行する。

2 この規程の施行の日に会員であった者に係る平成18年度分の会費は、改正前の会員及び会費規程第5条の規定による会費とする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において改正前の規定による特別会員である者については、施行日において改正後の規定による第1号会員とみなすものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年9月29日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日一部改正)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙

社会福祉法人青森県社会福祉協議会入会申込書

年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

貴会の趣旨に賛同し、入会を申込みます。

申 込 者	施設又は団体 名称及び氏名 (代表者)	施設又は団体名称 _____ 氏 名 (代表者) _____ 印 法 人 名 _____ 電話番号 () _____
	住所・連絡先 (所在地)	郵便番号 — _____ _____
備考		

注 法人格を有しない団体等の場合は、「法人名」欄の記入は不要です。

02 会員及び会費規程

別表（第7条関係）

会費の額（年額）

会員資格		基準
正会員	第2条第2項第1号の会員 (市町村社会福祉協議会)	市社会福祉協議会にあつては、人口1人当たり 6円に表1の額を加えた額 町村社会福祉協議会にあつては、人口1人当たり 6円に表2の額を加えた額
	第2条第2項第2号の会員 (社会福祉施設)※1	入所施設 10,000円 通所施設 6,000円 その他 4,000円
	第2条第2項第3号の会員 (社会福祉関係団体)※2	1団体 10,000円
賛助会員	第2条第3項の会員 (個人、企業・団体等)	個人 1口 5,000円 企業・団体等 1口 10,000円
特別会員	第2条第4項の会員 (福祉安心電話加入者)	第1号会員 福祉安心電話サービス 年額 12,000円 (月額 1,000円) 第2号会員 安心電話おげんきメールサービス 年額 30,000円 (月額 2,500円) 第3号会員 おげんきメールサービス 年額 18,000円 (月額 1,500円) 第4号会員 おげんきみまもりサービス 年額 24,000円 (月額 2,000円)

※1 上表中の「社会福祉施設」の区分は表3のとおりである。

※2 上表中の「社会福祉関係団体」とは、社会福祉の職能団体や当事者団体及びその他関係団体、教育、医療、保健、地域振興に関する団体のうち、地域の団体をいう。

表 1 定額会費額

区分金額

青 森 市	295,000円
弘 前 市	178,000円
八 戸 市	245,000円
五所川原市	90,000円
黒 石 市	90,000円
十和田市	90,000円
三 沢 市	90,000円
む つ 市	90,000円
つがる市	90,000円
平 川 市	90,000円

表 2 人口段階別会費額

人口	金額
～5,000 人	14,000円
5,001～10,000 人	30,000円
10,001～15,000 人	40,000円
15,001～20,000 人	50,000円
20,001 人以上	60,000円

02 会員及び会費規程

表3 社会福祉施設の区分

区分	施設種別
入所施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護施設 2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型・医療型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設 3 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設 4 障害福祉サービスにおける障害者入所支援施設、短期入所施設、宿泊型自立訓練施設 5 有料老人ホーム、介護老人保健施設
通所施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉型・医療型児童発達支援センター、保育所、認定こども園 2 老人デイサービスセンター、認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護事業 3 障害福祉サービスにおける共同生活援助事業（グループホーム）及び生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業等
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 助産施設、児童館、児童家庭支援センター 2 母子福祉センター 3 老人居宅介護等事業（訪問介護事業所）、老人福祉センター、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）、地域包括支援センター 4 障害福祉サービスにおける居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護等事業、相談支援事業、地域生活支援事業等 5 身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設、障害者更生センター等